

小平市立小平第八小学校 いじめ防止対策基本計画

令和4年4月11日
小平市立小平第八小学校

いじめ防止対策基本計画策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。小平市立小平第八小学校いじめ防止対策基本計画は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめ防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

この基本計画において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じるものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号第2条より）

本校のいじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

児童をいじめから守り通し、解決に向けた行動を促す。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

○いじめ対策委員会

構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。

○いじめに関する授業

道徳教育や人権教育を充実させ、児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高め、いじめの構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。

○校内研修

「いじめ防止教育プログラム」や「人権教育プログラム」を活用した研修を年に1回以上実施する。

早期発見・早期対応

○ふれあい月間

いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施するとともに、「月ごとのいじめ実態調査」等を実施し、いじめの確実な発見に努める。

○スクールカウンセラー面接

スクールカウンセラーによる第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

○情報共有

いじめに関わる情報を確実に受信し、夕会や生活指導全体会で情報を共有する。

重大事態への対応

○関係機関等との連携

教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

○事実関係調査

法第28条に基づき、教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

○いじめ対策緊急保護者会

いじめを受けた児童及び保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。また、いじめ対策緊急保護者会を開催する。